

## 令和5年度恵庭市教育委員会会議（2月定例会）会議録

日 時	令和6年2月2日（金） 開会17時30分 閉会18時30分																						
会 場	市民会館 1F 第1会議室																						
出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育長</td> <td>岩 淵 隆</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>土谷 秀樹（欠席）</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>尾形 直子（欠席）</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>福屋 栄人</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>白崎 亜紀子</td> </tr> </table>	教育長	岩 淵 隆	教育長職務代理者	土谷 秀樹（欠席）	委 員	尾形 直子（欠席）	委 員	福屋 栄人	委 員	白崎 亜紀子												
教育長	岩 淵 隆																						
教育長職務代理者	土谷 秀樹（欠席）																						
委 員	尾形 直子（欠席）																						
委 員	福屋 栄人																						
委 員	白崎 亜紀子																						
会議出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育部長</td> <td>狩野 洋一</td> </tr> <tr> <td>教育部次長</td> <td>大嶋 克幸</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>佐々木 文人</td> </tr> <tr> <td>教育支援課長</td> <td>藤本 恵美子</td> </tr> <tr> <td>社会教育課長</td> <td>黒氏 優子</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター長</td> <td>加藤 孝行</td> </tr> <tr> <td>読書推進課長</td> <td>藤井 昌人（欠席）</td> </tr> <tr> <td>郷土資料館長</td> <td>高野 隆司</td> </tr> <tr> <td>教育施設課長</td> <td>堀越 拓也</td> </tr> <tr> <td>教育総務課指導主事</td> <td>北 幸法</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主査</td> <td>小井 裕介</td> </tr> </table>	教育部長	狩野 洋一	教育部次長	大嶋 克幸	教育総務課長	佐々木 文人	教育支援課長	藤本 恵美子	社会教育課長	黒氏 優子	学校給食センター長	加藤 孝行	読書推進課長	藤井 昌人（欠席）	郷土資料館長	高野 隆司	教育施設課長	堀越 拓也	教育総務課指導主事	北 幸法	教育総務課主査	小井 裕介
教育部長	狩野 洋一																						
教育部次長	大嶋 克幸																						
教育総務課長	佐々木 文人																						
教育支援課長	藤本 恵美子																						
社会教育課長	黒氏 優子																						
学校給食センター長	加藤 孝行																						
読書推進課長	藤井 昌人（欠席）																						
郷土資料館長	高野 隆司																						
教育施設課長	堀越 拓也																						
教育総務課指導主事	北 幸法																						
教育総務課主査	小井 裕介																						
議題及び議事の概要	別紙のとおり																						
会議の傍聴を許可された者	1名																						
議事録署名委員	福屋 栄人																						

## 令和5年度恵庭市教育委員会会議(2月定例会)結果表

令和6年2月2日(金) 17時30分開会

18時30分閉会

会場:市民会館 1F 第1会議室

事案番号	件名	議決結果
議案第1号	恵庭市立学校管理規則の一部改正について	原案可決
議案第2号	財産の取得について	原案可決
議案第3号	補正予算について	原案可決
協議1	教育行政執行方針について	協議済み
協議2	教育行政報告について	協議済み
報告1	恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間 (令和5年7月~9月)の公表について	報告済み
報告2	いじめ問題調査委員会委員の選任について	報告済み

### ○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:福屋委員、白崎委員

事務局 :狩野教育部長、大嶋教育部次長、佐々木教育総務課長、藤本教育支援課長、黒氏社会教育課長、加藤学校給食センター長、高野郷土資料館長、堀越教育施設課長、北教育総務課指導主事、小井教育総務課主査

# 議 事 録

開会 17時30分

- 教育長 只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局お願いします。
- 事務局 今回会議の議事録署名委員は、福屋委員お願いします。
- 教育長 よろしいでしょうか。
- 委員 ( 承認 )
- 教育長 次に日程2、前回会議録の承認について事務局お願いします。
- ( 事務局から前回の議事録について報告 )
- ただいまの記録のとおり承認するという事でよろしいですか。
- 各委員 ( はいの声 )
- 教育長 続いて日程3、議案に入ります。
- 教育長 それでは議案第1号恵庭市立学校管理規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 私のほうから、議案第1号「学校管理規則の一部改正」についてご説明いたします。
- 本改正につきましては、昨年における猛暑に伴い、道立学校管理規則の一部が改正されたことから、それに倣う形で改正しようとするものであります。そのため、これまで夏季・秋季・冬季の休業期間を50日以内としていたものを56日以内とし、夏季休暇の日数を増やそうとするものとなっております。
- それでは、各々の改正規定についてご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。
- 第19条第1項第3号、第5号及び第7号につきましては、それぞれ「校長が定める日・期間」としたものであります。開校記念日についてはこれまで規定がなかったことによる追加、夏季及び冬季休業については日数に柔軟性を持たせるための改正となっております。
- 第19条第4号につきましては、毎年の暦繰りの関係から、5日以内を6日以内と改正するものであります。
- 第19条第6号の改正規定は、秋季休暇に柔軟性を持たせるため、「2日以内」との文言に修正するものであります。
- 第19条第9号の改正規定は、道の規定にあわせたものとなっております。

第19条第2項の改正規定は、改正後に「校長が定める期間」としたことから、校長の教育長に対する報告を不要とするとともに、夏季休業及び冬季休業について連続した日とすることを明らかにするものであります。

第19条第3項の規定は、教育長の承認に関する規定を削除し、夏季休業及び冬季休業を除く10日以内の休業日を定めることができるようにしたものであります。

新第19条第4項は、項の追加で、夏季・秋季・冬季の休業の総日数を56日以内とするものであります。

そのほか、旧の第4項から第6項まではそれぞれ繰り上げ、第5項から第7項としたものであります。

以上簡単にご説明申し上げましたが、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長 議案第1号について、ご質疑等はございますか。

委 員 最後の第4項で、総日数が50日から56日に変更とありますが、この56日という数字はどこか根拠があるものですか。

事 務 局 56日の数字につきましては、道の規則に倣ったものでありまして、56日に変更させていただいたところであります。

委 員 これは56日ではなくてもいいのですか。

事 務 局 はい、56日を上限としてという形になります。

教 育 長 実際の現在の検討状況などわかれば教えてください。

事 務 局 現在の検討状況でございますけれども、来年度につきましては夏季休業については31日間、秋季休業1日間、冬季休業21日間の53日間ということで予定しております。

また、今年度までは50日間ということで、秋休みを2日、夏冬24日としているところであります。

教 育 長 それを猛暑に備えて、夏を一週間程度伸ばして31日、冬を21日、そして今まで50日間だったのを53日間とし3日間増やして、秋休みを1日削るという内容で、校長会を通してできれば市内統一的に次年度はやっていこうというものであります。

その他、ありますか。

各 委 員 ( なし の 声 )

教 育 長 なければ、以上で議案第1号について終了いたします。  
次に、議案第2号「財産の取得」について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局 私のほうから、議案第2号「財産の取得」についてご説明いたします。

本事業につきましては、昨今の夏季の気温上昇による暑さ防止のため、市内のすべての小学校1年生から4年生が在籍する普通教室、特別支援学級及びその他特別活動室等に簡易型クーラーを整備しようとするものであります。

それでは、取得の内容についてご説明いたします。

物件の表示は、「恵庭市内小学校管理用備品」であります。

契約金額は、26,598千円であります。

契約の相手方は、株式会社ホクト商会 代表取締役 清水 久雄であります。

取得の目的は、市内小学校における夏季の暑さ対策・熱中症対策のための備品整備であります。

契約の方法は、8者による指名競争入札であります。

以上簡単にご説明申し上げましたが、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長 議案第2号について、ご質疑等はございますか。

委 員 これは備品なので固定資産ということで、施行費は入っていないということですね。

事 務 局 はい、そのとおりでございます。

委 員 そうであればほしい1台20万円くらいということで、能力的にはどのくらいのものになりますか。

教 育 長 導入にあたっての経過を説明してください。

事 務 局 導入にあたりましては、なるべく排気音が出ないもので、排熱が出ないものを選定させていただいたものであります。

先生方には冷風機とスポットクーラーとを見ていただいて、アンケートに回答をいただきました。今言った音や冷え方を検討していただく中で意見が全く同じということにはなかったのですが、冷風機とスポットクーラーと今考えているピュアドライブという冷風機とスポットクーラーの中間くらいの機能のものを見ていただきましたが、ピュアドライブは電気容量が小さいということがあって、基本的には今ある電気容量を使わなければならないということもあり、なるべく電気容量が少ないものを選定させていただいたこととなります。

委 員 改めてですが、次年度以降のエアコンの設置の計画を教えてください。

事 務 局 設置の計画につきましては、教室全部にエアコンをなるべく早急に揃えたいと考えておりますが、何しろお金のいる事業になりますので、補助金を使っただけの計画となります。現在、補助採択をおこなっているところですが、今の時点で名言はできないのですが、来年度から設計を始め、さらにその次の年までに何校かは設置できる予定として考えております。ただ、そういうことが明らかになってくるのが、次の議会時期あたりになってくると思いますので、その後また正確な話をさせていただきたいと思いますが、何校かは次年度に設計・施行する予定でありますが、来年

度の夏には間に合わず、その次の年の夏までには間に合うというような計画で進めておまして、それまでの間のつなぎとしてこのクーラーを設置するものです。

保健室とプラスワンは3月までに設置できるので、次の夏には使えます。

教 育 長                   この簡易型クーラーの予算は4年生まででしたか。

事 務 局                   はい、そういうことになります。

教 育 長                   新年度の予算でまた予算要求して、5・6年生分を夏までに設置するということですね。次の夏までには設置できる見込みですか。

事 務 局                   年度が変わってすぐに事務を進め、夏までには納品できればと考えております。

教 育 長                   自分で暑いといえない、我慢してしまう小学校低学年から整備させていただくということで、さらにエアコンがついたところの簡易型クーラーを順次中学校にも移して、ゆくゆくは中学校にもエアコンを設置するということになります。

その他、ありますか。

各 委 員                   ( なしの声 )

教 育 長                   なければ、以上で議案第2号について終了いたします。  
次に、議案第3号補正予算について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局                   私のほうから、議案第3号補正予算についてのうち、教育総務課分についてご説明いたします。

本案件は、高等学校等入学準備金基金に対する寄附の受領と積み立てに関するものであります。

寄附額は、ポータルサイトを経由して受領した額が、17,141千円で、そのうち、ふるさと納税経費相当分を差し引いた残余7,371千円が寄附金算定額となります。また、団体からの寄附100千円を合計して、寄附の額は、7,471千円となります。寄附金額につきましては、全額基金への積み立てとなります。

以上簡単にご説明申し上げましたが、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

引続き、青少年文化振興基金についてご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。始めに歳入としてふるさと納税により全国各地より619件の寄附、金額にしまして16,025千円と、生活学校恵庭くらしのサロン「淡」様から10千円の寄附がございました。そのうちから返礼品分・事務経費を除きました6,901千円を補正するものであります。

11ページをご覧ください。歳出として青少年文化振興基金積立金に6,901千円を補正するものであります。

それでは、小中学校の学校図書館費の補正についてご説明いたします。

議案12ページをご覧ください。

歳入として、「子どもの読書活動を支える寄附」として3件、大安寺婦人会様より65千円、柏木町老人クラブ「柏木友の会」様より10千円、かしのもり「緑のカフェ」様より20千円のご寄附をいただきました。

13ページをご覧ください。小学校分になりますが、歳出として、大安寺婦人会様よりいただいた65千円の内40千円と同額を上乗せして補正し、80千円を全小学校8校に、柏木友の会様より頂いた額と同額を上乗せして補正し、20千円を柏小学校へ、同じく緑のカフェ様より頂いた20千円の内10千円と同額を上乗せして補正し、20千円を柏小学校へ、配分するものです。

14ページをご覧ください。中学校分になりますが、

歳出として、大安寺婦人会様より いただいた65千円の内25千円と同額を上乗せして補正し、50千円を全中学校5校に、緑のカフェ様より頂いた20千円の内10千円と同額を上乗せして補正し、恵庭中学校へ配分するものです。

以上、第1回定例会に補正予算要求書を提案することとしてよろしいか、ご審議していただき、原案のとおりご承認いただきますようお願いいたします。

資料12ページをご覧ください。

令和5年8月9日の本委員会において、補正のご承認をいただきました、いじめ問題調査委員会会議及び調査にかかる経費について、3,160千円のうち、これまでに執行した分を除いた3,078千円全額を繰越明許し、次年度に調査を継続するものであります。以上、簡単にご説明申し上げましたが、原案のとおりご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委 員

高等学校等入学準備金と青少年文化振興基金が結構な金額になっているのですが、高等学校等入学準備金というのは用途というのは想像がつくのですが、青少年文化振興基金のこれまでの支出状況について教えてください。

事 務 局

学校運営協議会の委員報酬、学校運営協議会の交付金、文化青少年表彰式関係、芸術文化宅配事業の委託事業、市民文化祭、文化活動奨励補助金、全国大会派遣事業補助金、都市間文化作品交流事業、通学合宿補助金事業、恵庭子ども塾、青少年育成事業補助金、青少年国際交流事業補助金等が使われまして、今年度でございますが、予算額18,764千円を支出する予定となっております。

教 育 長

その他、ありますか。

各 委 員

( なしの声 )

教 育 長

なければ、以上で議案第3号について終了いたします。

続いて、日程4、協議に入ります。

協議1は、教育行政執行方針についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは協議1教育行政執行方針についてご説明させていただきます。令和6

年2月15日から3月18日までの会期で開催されます令和6年第1回定例市議会の初日に新年度予算の執行に向けた所信を述べることとなっております。その内容につきましてご協議いただきたいと思います。それでは1ページ目から文案を読み上げますので、ご確認をお願いします。

令和6年第1回定例会が開催されるにあたり、新年度の教育行政についての所信等主な施策について申し上げます。

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展などにより、人々の価値観やワークスタイルが大きく変わる中、一人一人がウェルビーイングを実現し、自分のよさや可能性を認識しつつ、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会のつくり手」になることが求められています。

「花・水・緑 人がつながり夢ふくらむまち」を目指す恵庭市においてはこれまでも、教育現場はもとより、地域のつながりや思いを同じくした人たちのつながりによって「花のまちづくり」や「読書活動」等、様々な活動が展開されてきております。

教育委員会といたしましては、そうした恵庭のよさを生かしながら、恵庭市学校教育基本方針、第3次教育推進プログラム等に基づき、「ふるさとに生き、夢と志をいただき、心豊かに、たくましく伸びる子どもの育成」を目指して、地域とともにある学校づくりを進めて参ります。また、市民の豊かな学びが地域コミュニティをつくり、まちづくりにつながるよう、生涯学習を進めて参ります。

とりわけ、「必要な資質・能力の確実な育成・定着」や「学校組織体制の構築」、「学校と地域が連携・協働する教育体制の構築」などを柱とし、石狩管内が共通に取り組を進めていくこととしている令和6年度の石狩管内教育推進の重点は、恵庭市においても踏まえるべき喫緊の課題であることから、道や管内の教育関係機関等との連携を一層深めながら、各学校の取組を力強く支えて参ります。

教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて極めて重要な役割を有していることを肝に銘じながら、学校・家庭・地域・行政が一体となった教育に全力を尽くして参ります。

それでは、令和6年度において取り組む、学校教育、社会教育の各分野における主な施策の概要についてご説明いたします。

はじめに、学校教育の推進について申し上げます。

第1に、確かな学力の向上について申し上げます。

はじめに、学力向上についてであります。各学校において、全国学力・学習状況調査などの分析や実態を踏まえて学校改善プランを作成し、学力向上に取り組んでいるところであります。

引き続き、学力・体力向上推進会議において、各学校の学校改善プランの取組み状況を検証しながら、全ての子どもに対し、対話を重視した授業改革や、学力を向上させるための授業改革を推進するとともに、教育課程を通じて必要となる資質や能力を育成して参ります。

次に、小中連携教育についてであります。本市の小中連携教育につきましては、子どもの学びの継続と、小中学校が相互に情報を共有して、より良い指導を目指すため、恵庭市小中連携教育推進委員会を設置し、小中学校の連携教育を進めているところであります。

引き続き、中学校区を基本としたプロジェクト会議や、小中学校の担当者によ

る合同会議などを通じて、児童生徒や教職員同士の交流の促進を図り、義務教育の9年間を見通した教育を推進して参ります。

次に、特別支援教育の推進についてであります。多様な学びの場として、通常の学級や通級による指導、さらには特別支援学級など、それぞれの環境整備の充実を図って参ります。

また、発達障がいを含めた障がいのある児童生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに対応するため、引き続き特別支援教育支援員を配置し、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実に努めて参ります。

次に、医療的ケア児童生徒への支援の拡充についてであります。これまで教育施設等において行っていた看護師派遣事業について、校外学習においても看護師を派遣して、個々の状況に応じた適切な支援を提供し、児童生徒やその家族が安心して教育が受けられるよう努めて参ります。

次に、学習支援員の増員についてであります。学習支援員につきましては、学力に課題のある小中学校において、習熟度別の少人数指導やチーム・ティーチングによる指導を行っておりますが、令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学習支援員を1名増員し、学力向上に向けた取組みを推進して参ります。

次に、デジタルドリルの導入についてであります。市内全小中学校にデジタルドリルを導入することにより、児童生徒の学習進度に応じた学びを提供するとともに、教職員が子どもたち一人一人の状況に応じた学習指導が可能となるところであります。

1人1台端末の活用と合わせ、子どもたちの学力向上に向けた取組みとして進めて参ります。

第2に、豊かな心の育成について申し上げます。

はじめに、ふるさと教育についてであります。子どもたちが、ふるさと「えにわ」に生き、ふるさとの良さを知るとともに、ふるさとから学ぶことで、心豊かにたくましく成長することは、きわめて重要なことであります。

ふるさと教育推進のため、引き続き、各学校におけるふるさと教育コーディネーターを配置し、恵庭の良さを実感できるような教育を推進して参ります。

次に、ヒューマン・コミュニケーション事業についてであります。本事業は、恵庭市学校教育基本方針の教育理念にある「心豊かにたくましく伸びる子どもの育成」を目的とするものであります。

今後につきましては、児童生徒や教職員に対するヒューマン・コミュニケーション講座などを通じ、良好な人間関係を構築する力を高める取組みを実施して参ります。

次に、姉妹都市交流についてであります。

姉妹都市である山口県和木町の子どもたちとの交流事業として、施設見学や様々な体験を通じて、お互いの情報交換や意見交流を目的に、これまで2年に1回の派遣、2年に1回の受け入れとして実施してきましたが、令和6年度より、派遣と受け入れを1年交互に実施して参ります。

次に、地域学校協働活動の推進についてであります。

地域全体で子どもの学びや成長を支え、コミュニティ・スクール活動の推進を図るため、地域と学校をつなぐコーディネーターの設置やコミスクかふえ事業を実施するなど、地域学校協働活動を推進して参ります。

次に、いじめ・不登校対策についてであります。

子どもたちを取り巻く問題がさらに、複雑化、長期化している現状を踏まえ、引き続きスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、学校と連携して課題解決に向け取り組んで参ります。

また、いじめ防止についてであります。市内全小中学校で取り組むことも大切であることから、「なかよしさわやかDAY全市交流会」を継続して実施して参ります。

次に、不登校児童生徒が通う教育支援センターについてであります。有明町に設置しております「ふれあいルーム」のほか、北海道文教大学内に開設した「学びの森」、島松憩の家に開設した「ステップルーム」を継続し、不登校児童生徒の支援を継続して参ります。

第3に、健やかな身体の育成について申し上げます。

はじめに、体力向上についてであります。各学校において、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析結果を踏まえた体力向上プランを作成し、体力の向上に取り組んでいるところであります。

引き続き、学力・体力向上推進会議において、各学校の体力向上プランの取組状況を検証するとともに、市内の総合型地域スポーツクラブなどの協力を得ながら、児童生徒の運動機会の確保と運動習慣の定着に向けた取組みを進めて参ります。

次に、部活動の地域移行についてであります。国のガイドラインでは、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行として、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間としているところであります。

本市につきましては、中学校5校による合同部活動の実施や、指導者の人材バンクを創設することで、部活動の地域移行に向けた取組みを推進して参ります。

次に、安全教育の実施についてであります。子どもたち自身が自らを危険から守る力を育成するため、非行防止教室やCAP教育プログラムなどの自己防衛力向上事業を、各関係機関の協力を得て継続して実施するとともに、近年のネット社会において、子どもたちがトラブルに巻き込まれないよう講習会の開催など安全教育の推進を図って参ります。

また、恵庭市通学路安全プログラムに基づき、道路管理者や警察などで構成する恵庭市通学路安全推進会議と連携して、危険箇所の合同点検を実施し、通学路の安全確保に努めて参ります。

次に、学校給食についてであります。学校給食センターでは、施設整備更新事業により小学校給食センターの配送用コンテナや中学校給食センターの電動缶切り機、油ろ過機の更新など計画的な設備の整備や更新を実施するとともに、衛生管理の徹底を図り、食中毒や異物混入等、事故の未然防止に努め、安全で安心な給食の提供に努めて参ります。

第4に、学校教育施設の整備について申し上げます。

はじめに、学校教育施設の整備についてであります。学校のバリアフリー化に向けて、昨年度、恵庭小学校にエレベーターの設置工事を予定しておりましたが、社会情勢による機器納入の遅れから、改めまして令和6年度設置工事を行って参ります。

また、恵み野中学校講堂の外壁改修工事、恵明中学校の校舎・講堂トイレ改

修工事を行って参ります。

次に、小中学校の冷房設置工事についてであります。保健室と任意の一室の設置工事を3月で完了するとともに、スポットクーラー128台を小学校に導入するところではありますが、令和6年度は、市内小中学校全教室の冷房設置に向け、設計と一部設置工事の着手を目指します。

次に、社会教育の推進について申し上げます。

第1に、生涯学習の推進について申し上げます。

はじめに、恵庭市生涯学習基本計画の推進についてであります。「次世代につなぐ“人づくり”“地域(まち)づくり”～ みんなで気軽に ひろげよう・いかそう・すすめよう ～」を基本理念とし、地域コミュニティ活動や文化芸術活動などを実施して参ります。

次に、市民会館、地区会館等の整備についてであります。市民会館の防災機能、避難所機能を高めるため、耐震化工事を大ホール部分より着手し、文化団体等の活動に配慮しながら、令和8年度の完了に向け工事を行ってまいります。

また、有明会館の暖房機の更新工事を行って参ります。

第2に、子どもの体験学習の推進について申し上げます。

子どもの体験学習についてであります。子どもの豊かな情操や人間性を育むため、子ども塾や親子ふれあい教室のほか、青少年育成事業や国際交流派遣事業、通学・体験合宿など様々な子どもたちの活動を支援して参ります。

第3に、文化・芸術活動の推進について申し上げます。

はじめに、文化・芸術活動についてであります。世代を超え、誰もが文化・芸術活動にふれあうことができるように文化・芸術振興事業や芸術文化宅配事業、えにアートギャラリーの開催などのほか、恵庭文化協会や各団体とともに、本市の文化・芸術活動を推進して参ります。

次に、学校図書館についてであります。市内全小中学校に専任の学校司書を配置していることから、蔵書の整備や朝読書を始め、児童生徒の読書活動の支援や、授業支援のほか電子図書館の普及に努めて参ります。

次に、読書活動の推進についてであります。現在、「第2期恵庭市読書活動推進計画」の策定を行っており、令和6年度からは、新計画に基づき、市民が心豊かに読書活動を行うことができるよう、環境づくりに努め、人とまちを育む読書活動の推進を目指して参ります。

次に、郷土資料館事業についてであります。恵庭の歴史や文化、自然等に関する資料の収集、保存に努め、その活用を図るとともに、展示公開や普及啓発活動を通じて「見て、聞いて、学ぶ」機会の提供や情報発信に努めて参ります。

次に、埋蔵文化財関連事業についてであります。史跡カリンバ遺跡整備に向けた普及啓発活動や史跡環境整備を推進し現地の環境整備を進めるため、基本設計を実施いたします。

また、住宅建設や開発事業に先立つ遺跡の試掘・発掘調査を実施するとともに、市内遺跡から出土した金属製品の保存処理を行い、出土遺物の適正な保存・管理に努めて参ります。

最後に、アイヌ政策推進交付金事業についてであります。アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統などの普及啓発を推進するため、市内在住の児童生徒を対象にしたアイヌ文化マスターの育成に取り組んで参ります。

以上、令和6年度の主な施策についてご説明申し上げます。

本市の教育・文化の振興と生涯学習社会実現のため、市民との協働により全力で取り組んで参ります。市民並びに議員各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

教育長 協議Iについて、ご質疑等がございますか。

委員 5ページ目の特別支援教育の推進の部分で、最後に『特別支援教育支援員を配置し、合理的配慮の提供』という表現がありますが、少し複雑な表現であると感想を持ちました。

事務局 合理的配慮の提供というのは、障害者差別解消法などに定められております。可能な限りの提供ということで、これは自治体が破産してまでやらなくてもいい提供、自分達の財力・体力でできる範囲での協力、例えば車椅子の子がいる場合、絶対エレベーターをつけるということではなくて、エレベーターをつけることが難しいということであれば、皆で運ぶなどそういったサービス提供として合理的配慮の提供という言葉が使われます。

委員 そういった専門的な表現があるのですね。

事務局 はい、法律で定められております。

委員 7ページ目のいじめ不登校対策というところで、今子どもたちを取り巻く問題がさらに複雑化している現状で深刻になっているなという感想を持った中で、いじめの部分で文章的に内容がさみしいなというか、もっとやっていることがあると思うのですが、何か追加できないかなと感じるところであります。

事務局 いろいろ取組みは実施しているところでありまして、市教委主催でやっているのが、この事業ということになります。

教育長 学校と連携しながらいろいろな課題に対応していくといったイメージが入るといいのかなと思いますので、少し担当課において検討させていただき、修文した場合は改めてお知らせさせていただきたいと思います。

委員 二つございまして、始めに5ページの特別教育支援員についてですが、新たに設置なのか、引き続き設置なのかその記載があるとわかりやすいのかなと感じました。

事務局 わかりました、引き続きということになります。

委員 11ページの市民会館の耐震化工事と、その下の文化芸術活動にも絡んでくるのですが、市民会館の工事を行うことで、文化活動への影響がないようにするような一文がどちらかに入るといいのかなと感じました。

教育長 どうしても影響は避けられないので、『工事の実施にあたっては最小限となるよう努めて参ります。』などにはいかがですか。

事務局 そのようにしたいと思います。

教育長 今後気付いたところがあればご連絡いただければ、まとめて修文したものをお示ししたいと思います。

続いて、協議2は、教育行政報告についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 同じく2月15日初日に行う教育行政報告について、その文案の内容をご協議いただきたいと思います。

資料は12ページになります。

それでは、頭から読み上げていきたいと思います。

第1回定例会が開催されるに当たりまして、令和5年第4回定例会以降における教育行政執行の主なものについて、その概要を報告いたします。

はじめに、教職員ウインターセミナーについて申し上げます。

教職員の資質向上を図るため、冬季休業期間中の12月26日と27日の2日間、恵庭市民会館及び恵明中学校体育館にて、教職員ウインターセミナーを開催いたしました。

今回のセミナーにつきましては、「体力向上の取組み」、「授業におけるタブレット端末の活用」、「GIGAスクール構想」、「持続可能な未来づくりにむけた教育の推進」、「生徒指導の理論・考え方」の5つの講座を開設し、市内小中学校の教職員延べ206名が参加したところであります。

次に、小中連携教育の推進について申し上げます。

義務教育の9年間を見通した教育活動を推進するため、小中連携教育推進委員会の合同会議を、恵庭市民会館にて2月5日に開催いたしました。

市内全小中学校の担当者が参加し、令和5年度における指定事業である「北海道実践的安全教育モデル構築事業」、「学校力向上に関する総合実践事業」の実績発表のほか、中学校区ごとに本年度の取組みを整理し、次年度に向けて情報の共有を図ったところであります。

次に、学力・体力向上推進会議について申し上げます。

今年度第3回目の会議を恵庭市民会館にて2月8日に開催し、児童生徒の学力及び体力の向上に関し、様々なご意見をいただいたところであります。

次に、学校給食にかかる施設設備の更新等について申し上げます。

小学校給食センターの蒸気回転釜3基の更新及びガス回転釜から蒸気回転釜への改修を1月11日に無事完了いたしました。

今後につきましても、「安全・安心」で児童生徒に喜ばれる学校給食の提供に努めて参ります。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校給食による食育の推進につきまして、12月23日に北海道文教大学と恵庭市学校給食協会との共催により、「食育教室2023」を小学4年生から6年生の児童と中学生による参加者28名のもと文教大学にて開催し、地元産食材を

使った料理を作り、作る楽しさや恵庭の食材の豊かさなどを体験していただきました。

次に、学校教育施設の整備について申し上げます。

防音機能復旧事業として、若草小学校講堂の暖房機更新工事を屋上防水改修工事と共に行い、完了しているところであります。

次に、建物の長寿命化を図るための予防的改修として、恵み野中学校講堂の屋上防水改修工事を完了したところであります。

また、和光小学校の講堂トイレを改修し、洋式化を行っております。

今後も引き続き、安全安心な学校環境の整備に努めて参ります。

次に、地区会館等の整備について申し上げます。

恵み野会館のアスベスト含有煙突用断熱材の除去工事を含めた暖房機更新工事を行い、完了しているところであります。

また、ゼロカーボンシティの推進に向け、各地区会館の照明LED化を行い、交換工事を完了したところであります。

さらに、次年度より行う市民会館の耐震改修に向け市民会館耐震化等改修実施設計を行っております。

次に、子どもの体験活動について申し上げます。

親子での様々な体験を通して、家族の絆を深め、豊かな情操を養う活動として「親子で楽しいクリスマスケーキづくり」を島松公民館にて、12月9日に、「みんなで楽しむクリスマスピアノコンサート」を市民会館にて12月23日に実施し、合わせて172名の市民に参加いただきました。

次に、はたちのつどいについて申し上げます。

二十歳を迎えた若者を、名実ともに社会人として生活していくことを社会全体で祝福し、大人として成長していくことを激励する「はたちのつどい」を市民会館にて1月7日に開催し、522名に参加いただきました。

次に、読書活動の推進について申し上げます。

第2回司書教諭等及び学校司書合同研修会を市立図書館にて12月14日に行いました。北海道立図書館から講師を招き「学校と著作権」「北海道立図書館の学校図書館支援事業」について、研修会を開催し学校関係者の知識や理解を深める機会といたしました。

次に、郷土資料館事業について申し上げます。

郷土資料館では、1月4日から1月25日まで、令和5年に市民の皆様より寄贈いただいた資料、約60点を展示する「令和5年 新収蔵資料展」を開催いたしました。

また、明治時代からのひな人形を展示する「ひな人形展」を2月3日から3月10日まで開催しており、好評をいただいております。

最後に、アイヌ文化関連事業について申し上げます。

アイヌ民族の歴史や文化に対する理解を深めていただくため、専門家の講師をお招きして「アイヌ文化講演会」を開催し、多くの皆さんに参加をいただきました。

また恵庭市内の中学生6名の参加によるアイヌ文化マスター育成事業の全8回のうち、5回目を11月12日に「イナウ製作見学とムックリ製作体験」、6回目を12月10日に「ウポポイでアイヌ文化を学ぼう!」、7回目を1月14日に行い「恵庭のアイヌ文化」についての講座を、8回目を2月4日に行い専門家の講師をお招き

して「アイヌ民族について」講座を実施し、今年度の育成事業を完了したところであります。

以上、令和5年第4回定例会以降における教育行政報告の主なものについて、その概要を報告いたしました。

今後とも、恵庭市の教育水準向上のため、一層の努力を重ねて参る所存でありますので、議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、教育行政報告といたします。

以上でございます。

教 育 長 協議2について、ご質疑等はございますか。

委 員 事業として報告した場合、原則として日にちもそうですが、どこで行ったか場所も明記した方がいいのかと感じました。

教 育 長 各課において調整をさせていただくということによろしいですか。

各 委 員 はい。

教 育 長 その他、ありますか。

各 委 員 (なしの声)

教 育 長 なければ、以上で協議2について終了いたします。

続いて、日程5、報告に入ります。

報告1は、恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和5年7月～9月)の公表についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 私のほうから、報告1恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間についてご報告いたします。

市教委では、「恵庭市立学校における働き方改革推進計画」において、教職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間外在校等時間の目標を1か月で45時間以内、1年間で350時間以内としているところであります。

本日お示しいたしましたのは、本年7月から9月までの小中学校別の時間外在校等時間となっております。小中学校をあわせた時間外在校等時間の平均は、23時間50分となっており、目標である45時間以下となっているところであります。

なお、昨年同時期の時間外在校等時間は、平均で35時間56分となっており、約10時間程度の削減がなされているところであります。また、80時間以上の長時間勤務者についても、R4年が52名に対し、R5年が34名と、減少傾向が見られるところであります。

市教委としましても、教職員の働き方改革を進め、時間外が少しでも減少するよう取組みを進めて参りたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

教 育 長 報告1について、ご質疑等はございますか。

委 員 80時間以上の職員、45時間以上もそうなんですが、9月になって急に増えているのですが、こういった傾向や原因があるのですか。

事 務 局 中学校は、中体連の新人戦の時期を迎えますので、その関係が大きいのかなと思います。9月の後半には文化祭・学校祭の練習期間に入ってきますので、そういった関係かと思います。

委 員 くれぐれも過労死ラインを超えないようにしていかなければいけないですね。

教 育 長 委員おっしゃったことについては、折に触れ学校に対しても指導していきたいと思えます。

その他、ありますか。

各 委 員 ( なしの声 )

教 育 長 なければ、以上で報告1について終了いたします。  
続いて、報告2に入ります。  
( 報告2非公開審議 )

( 次回の日程確認 )

その他、全体を通して何かありますか。

各 委 員 ( なしの声 )

教 育 長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。  
ありがとうございました。

終 了